

庄内南部地区合併協議会

議会議員定数等検討小委員会資料

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱い 1
- 2 選挙区の設定 4

議会の議員の定数及び任期の取扱い

◎庄内南部地区合併協議会構成7市町村で合併した場合

市町村議会議員の法定定数（地方自治法第91条第2項）

人口10万人以上20万人未満 34人（上限）※平成15年1月1日以後の一般選挙から適用

※ 従前：人口15万人以上20万人未満 40人

1. 新設合併

合併関係市町村の議会議員は失職する。

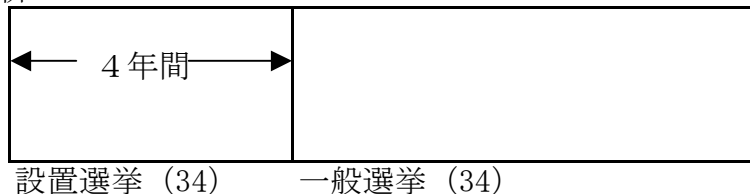
新市設置の日から50日以内に新市の議会議員の選挙を実施。

（公職選挙法第33条3項、第117条）

○ 原則

市町村名	議員定数
鶴岡市	28
藤島町	18
羽黒町	18
櫛引町	15
三川町	16
朝日村	14
温海町	18
合計	127

合併

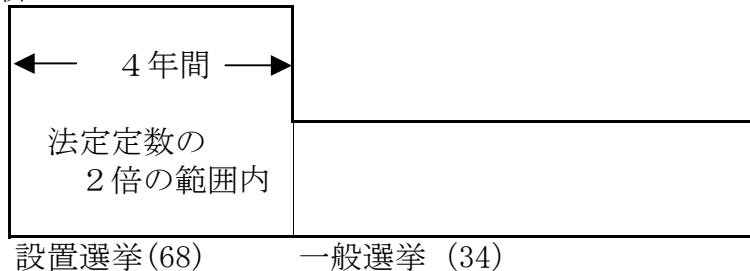


①定数特例（合併特例法第6条第1項）

設置選挙において、当該選挙の任期に限って、法定定数の2倍まで定数を増加できる。

市町村名	議員定数
鶴岡市	28
藤島町	18
羽黒町	18
櫛引町	15
三川町	16
朝日村	14
温海町	18
合計	127

合併

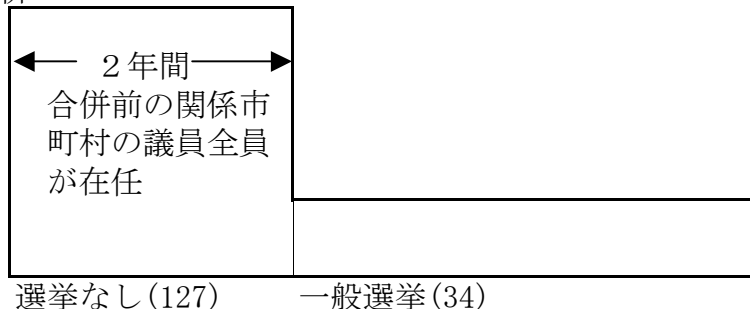


②在任特例（合併特例法第7条第1項第1号）

合併関係市町村の議会議員で、新市の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間新市の議員として在任できる。

市町村名	議員定数
鶴岡市	28
藤島町	18
羽黒町	18
櫛引町	15
三川町	16
朝日村	14
温海町	18
合計	127

合併



2 編入合併(鶴岡市に編入する場合)

○原則

編入される町村の議会議員は失職する。
合併後の新市の議会議員の法定定数が、合併前の鶴岡市の議会議員の定数を上回る場合のみ、その上回る定数分について、増員選挙を行うことができる。
(地方自治法第91条第4項、公職選挙法第111条第3項及び第113条第2項)
増員選挙で選出された議員の任期は、編入する鶴岡市の他の議員と同じ任期になる。

市町村名	議員定数	合併	鶴岡市の残任期間
鶴岡市	28	鶴岡市の議員(28) $34 - 28 = 6$ 増員選挙(6) 一般選挙(34) 合計(34)	
藤島町	18		
羽黒町	18		
櫛引町	15		
三川町	16		
朝日村	14		
温海町	18		
合計	127		

①定数特例

合併後の増員選挙（編入される旧市町村の区域ごとに選挙区を設けて増員選挙を実施）において、編入合併特例定数を採ることができ（合併特例法第6条第2項）、さらに増員選挙に続く合併後の最初の一般選挙（旧市町村の区域で選挙区を設けることが必要）においても、この特例定数を採ることができる。（同条第5項）

- ＊ 編入合併特例定数
増員数＝編入する合併関係市町村の議会議員数
×（編入される合併関係市町村の人口／編入する合併関係市町村の人口）

〔例〕 A市がB町を編入する場合の増員数
＝A市の議会議員数×（B町の人口/A市の人口）
任期はA市の残任期間。
合併後最初の一般選挙についても同様に編入合併特例定数を採ることができ、任期は4年間。

			＜編入合併特例定数＞		＜編入合併特例定数＞	
			鶴岡市の残任期間		4年間	
市町村名	議員定数	人口	合併			
鶴岡市	28	100,628	鶴岡市の議員	28		28
藤島町	18	12,294	旧藤島町増員数	$=28 \times 12,294 / 100,628 \div 3$		3
羽黒町	18	9,616	旧羽黒町増員数	$=28 \times 9,616 / 100,628 \div 3$		3
櫛引町	15	8,536	旧櫛引町増員数	$=28 \times 8,536 / 100,628 \div 2$		2
三川町	16	7,879	旧三川町増員数	$=28 \times 7,879 / 100,628 \div 2$		2
朝日村	14	5,864	旧朝日村増員数	$=28 \times 5,864 / 100,628 \div 2$		2
温海町	18	10,608	旧温海町増員数	$=28 \times 10,608 / 100,628 \div 3$		3
合計	127	155,425	増員選挙 (15)		一般選挙 (43)	一般選挙 (34)
			合計 (43)			

※端数は四捨五入、1未満は1

②在任特例

編入される合併関係市町村の議会議員で、合併後の新市の議会議員の被選挙権を有すること

となる者は、鶴岡市の議会議員の残任期間だけ在任できる。
 (在任特例：合併特例法第7条第1項第2号)

〔例〕 A市がB町を編入する場合、A市の議会議員の残任期間をB町の議会議員も全員在任

市町村名	議員定数	鶴岡市の残任期間	合併
鶴岡市	28		鶴岡市の議員 (28)
藤島町	18		
羽黒町	18		
櫛引町	15		合併前の関係市町村の議員全員が在任 (99)
三川町	16		
朝日村	14		
温海町	18		
合計	127		選挙なし (127) 一般選挙 (34)

③在任特例＋定数特例

編入される合併関係市町村の議会議員で、合併後の新市の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、鶴岡市の議会議員の残任期間だけ在任でき（在任特例：合併特例法第7条第1項第2号）、さらに、合併後最初の一般選挙（旧市町村の区域で選挙区を設けることが必要）においても、編入合併特例定数による定数増を行うことができる。（定数特例：同条第3項）

〔例〕 A市がB町を編入する場合、A市の議会議員の残任期間をB町の議会議員も全員在任
 合併後最初の一般選挙において編入合併特例定数を採用することができる。
 増員数＝A市の議会議員数×（B町の人口／A市の人口） 任期4年間

市町村名	議員定数	人口	鶴岡市の残任期間	合併
鶴岡市	28	100,628		鶴岡市の議員 (28)
藤島町	18	12,294		鶴岡市の議員 28 旧藤島町増員数=28×12,294／100,628≒3
羽黒町	18	9,616		旧羽黒町増員数=28×9,616／100,628≒3
櫛引町	15	8,536		旧櫛引町増員数=28×8,536／100,628≒2
三川町	16	7,879		旧三川町増員数=28×7,879／100,628≒2
朝日村	14	5,864		旧朝日村増員数=28×5,864／100,628≒2
温海町	18	10,608		旧温海町増員数=28×10,608／100,628≒3
合計	127	155,425		合併前の関係市町村の議員全員が在任 (99)
				選挙なし (127) 一般選挙 (43) 一般選挙 (34)

○ 選挙区の設定

「特に必要があるとき」は、条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法15条6項）

※「特に必要があるとき」とは、例えば、市町村合併によって地域が広大になっていることなどが考えられる。

＜選挙区の設定＞

あらかじめ合併関係市町村において協議をしておき、自治法施行令第1条の2の規定による職務執行者の専決処分により行うこととなる。

＜選挙区別定数＞

人口に比例して条例で定めなければならない（公職選挙法15条8項）が、ただし、

（1）特別の事情があるときは、概ね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。（公選法第15条第8項ただし書）

（2）市町村の廃置分合又は境界変更があったときは、関係区域を区域とする選挙区、または関係区域を編入した選挙区については、人口に比例しないで定めることができる。

（公選令第9条）

なお、この特例を適用する場合は、適用期間が次のとおり限られるものと解される。

（S29.2.17、S29.3.30、S30.2.16行政事例）

ア）議員の定数や任期の特例を選択しない場合 … 設置選挙から次の一般選挙の前まで。

（当該一般選挙には適用できません。以下同じ。）

イ）定数特例を選択した場合 … 設置選挙から次の一般選挙の前まで。

ウ）在任特例を選択した場合 … 合併後最初の一般選挙の前まで。

※ 市町村単位で選挙区を設定した場合の人口比例による選挙区別定数の試算

（ア）原則（議員の定数や任期の特例を選択しない場合） 法定定数34人

（単位：人）

市町村名	議員定数	×	市町村人口	/	全体人口	=	議員数
鶴岡市	34	×	100,628	/	155,425	=	22
藤島町	34	×	12,294	/	155,425	=	3
羽黒町	34	×	9,616	/	155,425	=	2
櫛引町	34	×	8,536	/	155,425	=	2
三川町	34	×	7,879	/	155,425	=	2
朝日村	34	×	5,864	/	155,425	=	1
温海町	34	×	10,608	/	155,425	=	2
合 計							34

（イ）定数特例を選択した場合 議員定数：法定定数の2倍の範囲内より68人と仮定

（単位：人）

市町村名	議員定数	×	市町村人口	/	全体人口	=	議員数
鶴岡市	68	×	100,628	/	155,425	=	44
藤島町	68	×	12,294	/	155,425	=	5
羽黒町	68	×	9,616	/	155,425	=	4
櫛引町	68	×	8,536	/	155,425	=	4
三川町	68	×	7,879	/	155,425	=	3
朝日村	68	×	5,864	/	155,425	=	3
温海町	68	×	10,608	/	155,425	=	5
合 計							68